



ポータブルクレーン  
取扱説明書

品番 **PMC 490**  
**PMC 1000**

○ この度は、(株)スーパーツール のクレーンを お買い上げ頂き有難うございます。

本書は、ジブクレーンをいつまでも快適にご使用頂く為に、正しい組み立てや取扱い・簡単な保守点検について記載いたしました。

組立前に、必ず、この取扱い説明書をお読み頂き作業の能率アップにお役立て下さい。

- \*1. ご使用前に必ずよくお読みになり正しくお使い下さい。  
警告表示や注意事項を守らないで不適切な取扱をすると事故の原因となる事があります。
- \*2. お読みになった後は、取扱説明書を大切に保管して下さい。

#### お願い

本書は、品質改良のために変更があった場合、内容が一部変更することがありますので、ご了承下さい。

## ⚠危険 ご使用される前に

ジブクレーンを安全・快適にご使用頂く前に、日常の管理と次の注意事項をお守り頂き、末永くご愛用下さい。

1. ご使用されるホイストは、必ず、ロードリミッター付きのクレーンの容量にあったホイストを取り付けてください。
2. クレーンの容量以上は、絶対に吊り上げないで下さい。
3. 吊り荷を吊る前には、必ず、車輪が4ヶ共ロックされているか確認して下さい。又、ビームは、必ず水平になる様に確認して下さい。
4. 吊り上げ時、吊り荷を無闇に揺らしたりしないで下さい。大きく揺らしますと容量以上の荷重がクレーンに働き、破損につながる場合があります。
5. 不安定な場所での使用は、絶対にしないで下さい。
6. 使用範囲内に立ち入る者は、必ずヘルメットを着用して下さい。
7. ビームの下・吊り荷の下には、万が一の事を考えて立ち入らないで下さい。
8. 吊り荷を吊っての移動は、絶対にしないで下さい。
9. 使用しない時は、本体に倒れ止めを付けて下さい。
10. ボルト・ナットによる組み立て箇所は、長年使用しますと緩みが起こる場合があります。使用前に確認してご使用下さい。(マーキングによる目視確認など)
11. 点検基準に基づいて、各部の点検を行って下さい。
12. 絶対に改造は、しないで下さい。(保証・保険の扱いが出来なくなります。)

## 警告表示の意味

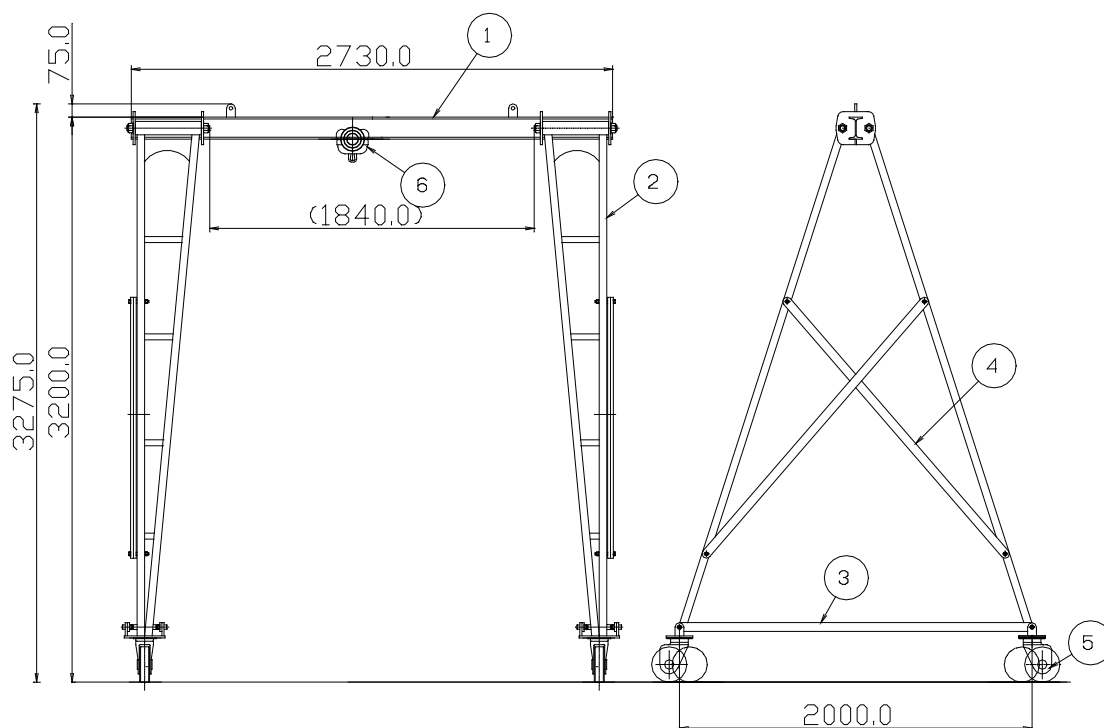
⚠️**危険**：取扱を誤った場合、危険な状態が起これて、死亡又は重傷を受ける可能性が想定される場合。

⚠️**注意**：取扱を誤った場合、危険な状態が起これて、中程度の障害や軽傷を受ける可能性が想定される場合及び、物的障害のみの発生が想定される場合。

なお、**注意** に記載した事項でも状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも重要な内容を記載しておりますので、必ず守って下さい。

## 仕様

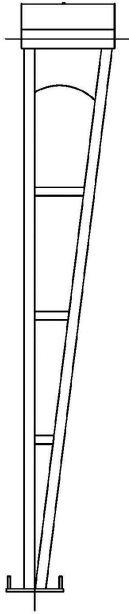
PMC 480	つり上げ荷重	490 k g
PMC 1000	つり上げ荷重	1000 k g



6	ギヤードトオリ	1		
5	ウレタン車	.4		
4	すじかい	4		
3	フラットバー	2		
2	ポール	4		
1	I形鋼 (本体)	1	I-125X75X5.5	I-100X75X5
部品番号	部品名称	数量	PMC 1000	PMC 480

## 構成部品

② ポール 4本



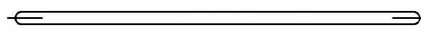
① I形鋼 1本



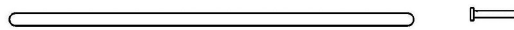
⑤ ギヤードロリ 1台



③ すじかい 4本



④ フラットバー 2set



### 【組立要領 クレーンを使用する場合】

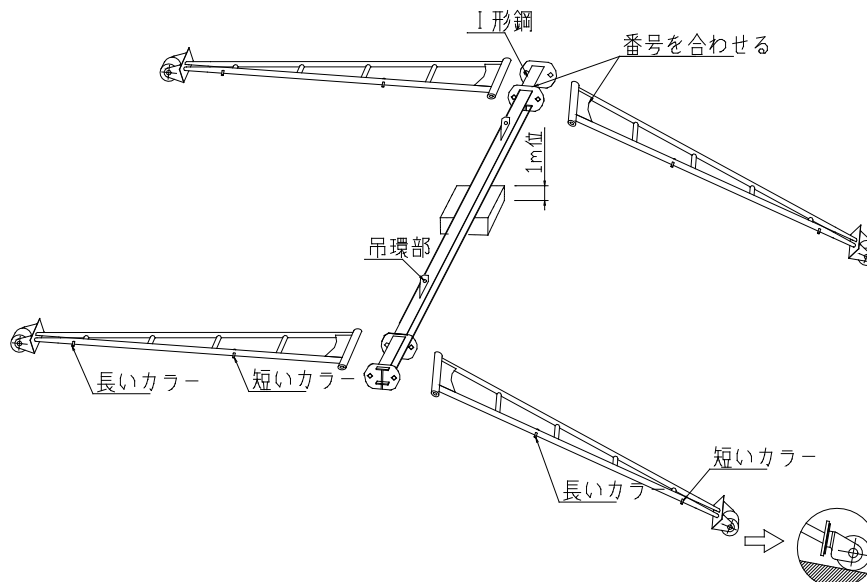
1) 最初に組立用のボルトを外します。

① I形鋼フランジについてあるピン 4本

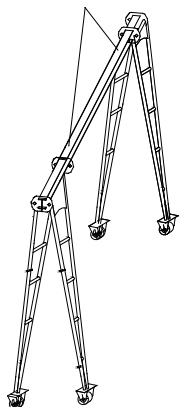
② ポールについてあるボルト・ナット

2) I形鋼（本体）を台の上に乗せ、I形鋼とポールを合わせピンを入れ、溝付きナットで締め、ワリピンで固定します。

（この時、ポールが直角な方を外側になる様に組み立てて下さい。又、ポールには、短いカラーと長いカラーが上下についていますので、下図の様に短いカラーが上にくるポールと長いカラーが上にくるポールと左右に組み立てて下さい。）



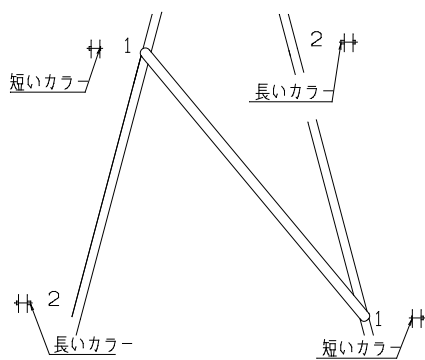
3) 4本共、ポールの組立が終わった後、I形鋼部を吊上げて下さい。



⚠危険：すじかい・及びF Bを連結するまで、  
ポール部は、転倒する危険があります。  
本体が倒れない様、クレーン等で固定する  
等し、充分安全に注意をし、作業を進めて  
下さい。

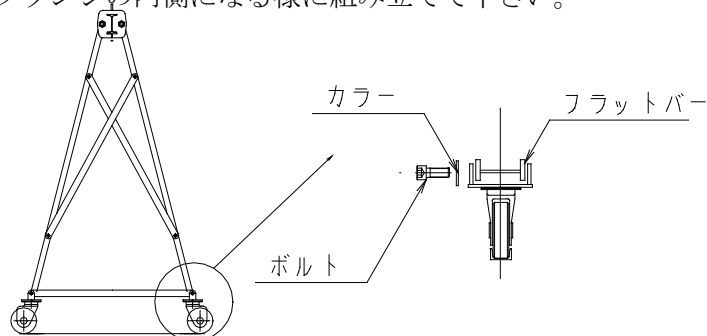
4) 次にすじかいをボルト・ナットで組み立てて下さい。

(この時、ポール部についてあるカラーの短い方に付くすじかいを先にいれて下さい。)



5) すじかいが組み終わった後、F Bを組み立てて下さい。

F Bは、ポールフランジの内側になる様に組み立てて下さい。



本体の組立は、完了しましたが、再度ボルト・ナットが確実に締まっているか確認し、マーキング等を行って下さい。

⚠危険：フランジのボルトは、使用中緩むことのない様にして下さい。  
緩んだままでの使用は、重大な事故を招きます。

6) 本体組立完了後、自在車輪にブレーキをかけクレーンフックを本体より取り外して下さい。

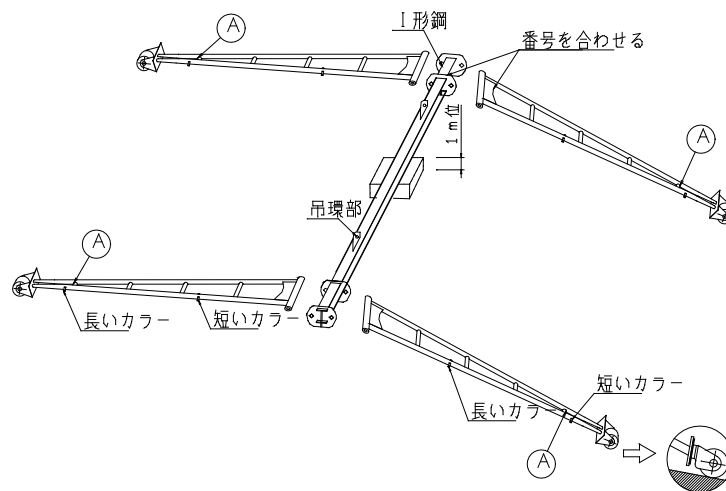
## 【組立要領 クレーン等がない場合】

1) 最初に組立用のボルトを外します。

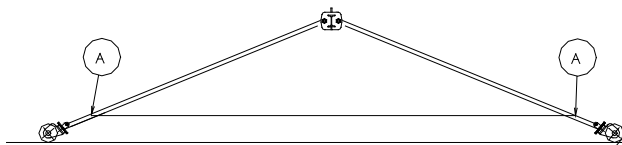
- ① I 形鋼フランジについてあるピン 4 本
- ② ポールについてあるボルト・ナット

2) I 形鋼（本体）を台の上に乗せ、I 形鋼とポールを合わせピンを入れ、溝付きナットで締め、ワリピンで固定します。

（この時、ポールが直角な方を外側になる様に組み立てて下さい。又、ポールには、短いカラーと長いカラーが上下についていますので、下図の様に短いカラーが上にくるポールと長いカラーが上にくるポールと左右に組み立てて下さい。）



3) 総てのポールが組み終わった後、ポールが一番下のパイプ A 部をそれぞれレバー式チェーンブロックで連結し、A-A間の距離を短くしていき、ポールをすじかいが入る高さまで立てて下さい。



**注意)** ①この時、車輪は4ヶ所 ロックは外しておいて下さい。

②ポールを立てる段階において I 形鋼が傾きますがそのまま続けて立てて下さい。

次ぎのすじかいを入れる時、修正できます。

4) 以下 【組立要領 クレーンを使用する場合】 4) より 組み立てて下さい。

## 手動チェーンブロックの取り付け

トロリは、必ず、本体組立完了後、安定した状態で組み立てて下さい。

トロリは、トロリに同梱してある取扱説明書にしたがってご使用下さい。

### ◇危険 使用上の注意

- 1・荷を吊り上げる時は、車輪を4ヶ所共、ロックしてからご使用下さい。
- 2・荷は、無闇に揺らしたりしないで下さい。
- 3・荷を吊り上げての本体の移動はしないで下さい。転倒の危険があります。

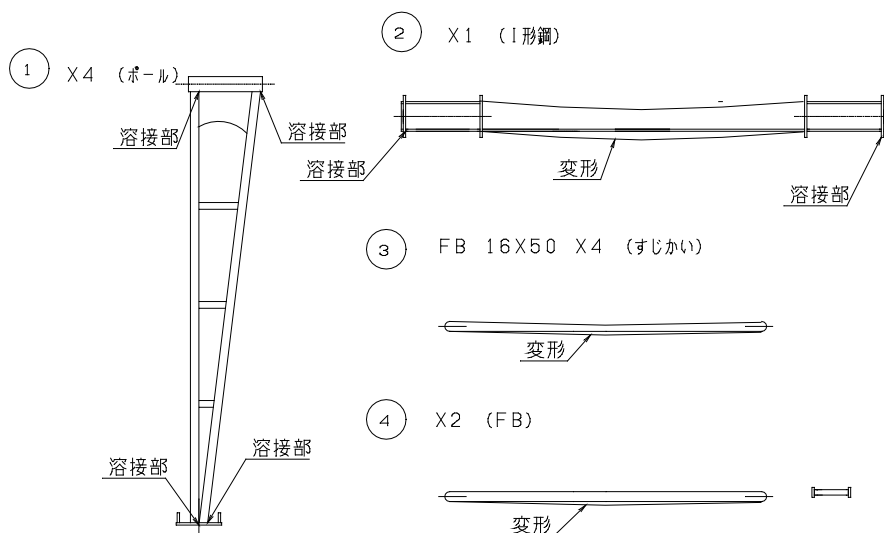
## 点検基準

### 作業前点検

- ① ボルト部が緩んでいないか確認して下さい。  
(目視・・・マーキングのズレがないか)

### 半年点検

- ・溶接部に異常がないか
- ・曲がりがないか
- ・ボルト・ナットは緩んでいないか。又、脱落していないか



上記点検結果、異常が見られた時は、速やかに使用をやめ、メーカー点検を行って下さい。

☆ 手動チェーンブロックについては、別紙、取扱説明書を参照して下さい。

# 定期自主検査配録表

本表の検査周期は標準的使用条件を想定して決めています。早期に異状が発生した部位の検査周期は、より短くしてください。

区分	検査項目 検査内容	検査方法	判定基準	検査周期		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日	
				良	不良	修理日	良	不良	修理日	良	不良	修理日	良	不良	修理日	良	不良
ビーム	始業点検全項目			毎日													
	フランジ部組立 ボルト	緩み・脱落の有無を調べる	緩み・脱落のない事	6ヶ月													
	ピーム部	連結ボルト・ナットの損傷及び変形の有無を調べる	損傷及び0.5%以上の変形がない事														
		溶接部の亀裂の有無を調べる	亀裂のない事														
柱部（ポール部）	始業点検全項目			毎日													
	フランジ部組立 ボルト	緩み・脱落の有無を調べる	緩み・脱落のない事	6ヶ月													
	柱部	連結ボルト・ナットの亀裂・変形及び摩耗の有無を調べる	緩み・脱落のない事 亀裂・変形又は、摩耗がない事														
		溶接部に割れ、亀裂変形の有無を調べる	割れ、亀裂変形のない事														
すじかい	始業点検全項目			毎日													
	組立ボルト	緩み・脱落の有無を調べる	緩み・脱落のない事	6ヶ月													
台車部	始業点検全項目			毎日													
	フランジ部組立 ボルト	緩み・脱落の有無を調べる	緩み・脱落のない事	6ヶ月													
	台車部	連結ボルト・ナットの損傷及び変形の有無を調べる	損傷及び0.5%以上の変形がない事														
		溶接部の亀裂の有無を調べる	亀裂のない事														

検査実施者及び検査 総括責任者の印	実施者 責任者
----------------------	---------

## 年次検査記録

実施日	年	月	日
責任者			
<small>運転検査に相当する検査の項による点検は除く。異なる項目は月別検査項目の検査の結果。</small>			
問題点			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
問題点の発生年月日及び発生箇所			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

- 点検委員は前頁の点検基準を参考に行ってください。
- 点検の頻度は各事業所で独自に日時を決めて下さい。
- 左記表中の各部品の点検の結果、下表の該当する点検内容の記号を書き込んで下さい。
- 点検の結果、各部品に1つでも×の項目があった場合、使用は出来ません。×の項目を修理してから再度点検を行い総合判定で○となつた場合、使用を再開して下さい。
- クレーン等安全規則の、第35条に準じて、巻き上げ装置、ワイヤロープ及びチェーンの損傷の有無、フック等の吊具の損傷の有無等の定期自主点検を行ってください。

記号	点検内容
△	点検して異常がなかった。
T	締め付け差出し異常なし
L	注油して異常なし
C	清掃して異常なし
O	部品を交換して異常なし
X	使用限界を超えている

クレーン等安全規則第38条は第21条の括弧により定期自主点検の記録は3年間以上保存されていなければなりません。

クレーン等安全規則第34条の規定によりクレーン設置後、1年以内ごとに1回、定期に自主点検を行わなければなりません。



株式会社 **スーパーツール**  
<https://www.supertool.co.jp/>



- |        |           |                                 |                     |                  |
|--------|-----------|---------------------------------|---------------------|------------------|
| □本社・工場 | 〒599-8243 | 大阪府堺市中区見野山158番地                 | TEL.072-236-5521(代) | FAX.072-236-5785 |
| □大阪支店  | 〒599-8243 | 大阪府堺市中区見野山158番地                 | TEL.072-236-5526(代) | FAX.072-236-3817 |
| □東京支店  | 〒142-0041 | 東京都品川区戸越3丁目4-18<br>ゴールドステージビル4F | TEL.03-5750-2341(代) | FAX.03-5750-2347 |
| □名古屋支店 | 〒460-0026 | 名古屋市中区伊勢山1丁目2-4                 | TEL.052-323-0701(代) | FAX.052-323-0720 |
| □札幌    | 〒003-0029 | 札幌市白石区平和通3丁目北4-20               | TEL.011-864-3581    | FAX.011-864-3590 |
| □仙台    | 〒984-0831 | 仙台市若林区沖野2丁目8-5                  | TEL.022-294-1922    | FAX.022-285-1513 |
| □新潟    | 〒950-0855 | 新潟市東区江南2丁目6-2                   | TEL.025-287-5353    | FAX.025-287-6003 |
| □北関東   | 〒337-0004 | さいたま市見沼区卸町2丁目6-9                | TEL.048-682-5000    | FAX.048-682-5059 |
| □広島    | 〒733-0012 | 広島市西区中広町2-14-27                 | TEL.082-293-5570    | FAX.082-293-5531 |
| □福岡    | 〒812-0016 | 福岡市博多区博多駅南3-10-23               | TEL.092-431-1897    | FAX.092-431-1909 |